

医療法人 松崎病院 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1: 令和12年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 令和 7年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和10年 4月～ 所定外労働の原因を分析、対策の検討開始
- 令和12年 4月～ 管理職への研修、社員への周知、ノー残業デーの開始

目標2: 令和12年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉

- 令和 7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和10年 4月～ 計画的な取得に向けた検討開始
- 令和11年 4月～ 管理者研修の実施
- 令和12年 4月～ 有給休暇取得予定表や取得状況のとりまとめなどにより
取得促進のための取組の開始